

蕨市市民参画及び協働を推進する条例制定懇談会設置要綱

平成23年5月24日

要綱第24号

(設置)

第1条 本市における市民参画及び協働のまちづくりを推進する条例の制定（以下「条例の制定」という。）について、広く市民等の意見を聴くため、蕨市市民参画及び協働を推進する条例制定懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(組織)

第2条 懇談会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市政について優れた識見を有する者

(2) 公募により募集した者

2 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 懇談会は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇談会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 懇談会の庶務は、総務部政策企画室及び市民生活部市民活動推進室において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、条例の制定が終了した日にその効力を失う。